

◎新潟県告示第588号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（2，5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル）エタンアミン（通称名2C-P）及びその塩類
- (2) 2-（2，5-ジメトキシ-4-メチルフェニル）-N-（2-メトキシベンジル）エタンアミン（通称名25D-NBOMe）及びその塩類
- (3) 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン（通称名4-OH-MIPT）及びその塩類
- (4) 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン（通称名4-AcO-MIPT）及びその塩類
- (5) [5-（3-フルオロフェニル）-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル]（ナフトレン-1-イル）メタノン（通称名JWH-368）及びその塩類
- (6) ナフトレン-1-イル（1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル）メタノン（通称名JWH-145）及びその塩類
- (7) N-ベンジル-1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名5F-SDB-006）及びその塩類
- (8) 5-クロロ-3-エチル-N-[4-（ピペリジン-1-イル）フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド（通称名Org 27569）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成27年4月4日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。